

第 9 1 号議案

求償金請求調停に関する調停の成立について
上記の議案を提出する。

令和 3 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

求償金請求調停に関する調停の成立について
求償金請求調停について、下記により調停を成立させる。

記

1 相手方

東京都文京区本郷三丁目 2 3 番 1 6 号

学校法人三幸学園

理事長 昼間 一彦

2 調停条項案

- (1) 区(以下「甲」という。)は学校法人三幸学園(以下「乙」という。)に対し、本件和解金として金 2 2, 0 0 0, 0 0 0 円の支払義務があることを認める。
- (2) 上記(1)の和解金は調停委員会の協議をふまえて決定した額である。
- (3) 甲は乙に対し、上記(1)の金員を令和 3 年 1 1 月 3 0 日限り、乙名義の普通預金口座に振り込む方法で支払う。
- (4) 乙は、その余の請求を放棄する。
- (5) 甲及び乙は、甲と乙との間には、本件に関し、調停条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (6) 調停費用は各自の負担とする。

(提案理由)

調停を成立させることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、区議会の議決を得る必要があるので、この案を提出いたします。